

みやぎ観光振興会議設置要綱

(目的)

第1 人口減少社会において、経済規模の縮小が見込まれる中、国内外からの交流人口拡大を目指した効果的な観光振興施策を展開するため、地域観光関係者が一体となった観光振興の体制として、みやぎ観光戦略プランや地域観光資源の魅力向上に資する施策等及びそれらの施策の成果等について、意見聴取又は意見交換を行う「みやぎ観光振興会議」（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 振興会議は、みやぎ観光創造県民条例（平成23年宮城県条例第8号）の趣旨に基づき、観光王国みやぎの実現のための取組を県民参加のもとで推進するために、次の事項について、意見聴取又は意見交換を行うものとする。

- (1) みやぎ観光戦略プランに沿った観光振興施策に関すること
- (2) みやぎ観光戦略プランの策定に関すること
- (3) 地域観光資源の魅力向上に資する施策等に関すること
- (4) その他みやぎ観光戦略プランの実施に関すること

(組織)

第3 振興会議は、全体会議と圏域会議で組織する。

2 全体会議は、観光関連事業者等の20～30名程度の委員で構成する。

3 圏域会議は、県内各圏域において、それぞれの圏域の観光関連事業者等の10～20名程度の委員で構成する。ただし、圏域の実情に応じ、圏域内を複数に区分して、また、複数の圏域を合わせて、圏域会議を構成することができる。

4 圏域会議は、互選により代表者を1名選出し、選出された代表者は全体会議の委員とする。

5 全体会議は、各圏域会議の意見を集約した上で、みやぎ観光戦略プランや観光振興施策について、意見交換等を行う。また、圏域会議は、観光関連事業者等の意見を聴取し、地域の課題等を踏まえた観光振興施策の企画・検討や施策の成果について、意見交換等を行う。

(任期)

第4 振興会議の委員の任期は1年以内とする。

(座長等)

第5 全体会議及び圏域会議に、それぞれ座長を置く。

2 全体会議の座長は、委員の互選により定める。

3 圏域会議の座長は、原則として、地方振興事務所又は地域事務所（以下「地方振興事務所等」という。）の所長とするが、地方振興事務所等の所長が認める場合は、この限りではない。

- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 全体会議及び圏域会議に、それぞれ副座長を置くことができる。
- 6 副座長は、委員の互選により定める。
- 7 全体会議及び圏域会議の副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 全体会議は経済商工観光部長、圏域会議は地方振興事務所等の所長がそれぞれ招集する。

(宿泊事業者部会)

第7 振興会議には、必要な事項を調査検討するため、宿泊事業者部会を置くことができる。

- 2 宿泊事業者部会の設置、運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8 全体会議の庶務は、経済商工観光部観光戦略課において処理する。

- 2 圏域会議の庶務は、地方振興事務所等において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営その他必要な事項は、経済商工観光部長が別に定める。

- 2 必要に応じ、観光戦略課職員は圏域会議へ、また、地方振興事務所等の職員は全体会議へ同席することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月22日から施行する。
- 2 みやぎ観光創造県民会議開催要項（平成23年7月25日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。